

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 1 日

別記 ご担当者 各位

国土交通省海事局  
安全政策課危機管理室

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

令和 5 年 4 月 28 日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることについて、別添のとおり通知がありましたので周知させていただきます。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

## 【別記】

一般社団法人 日本船主協会  
一般社団法人 日本外航客船協会  
一般社団法人 日本旅客船協会  
一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会  
外国船舶協会  
外航船舶代理店業協会  
日本船舶代理店協会  
一般社団法人 日本造船工業会  
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会  
一般社団法人 日本中小型造船工業会  
一般社団法人 日本船用工業会  
一般社団法人 日本マリン事業協会  
一般財団法人 舟艇協会  
一般財団法人 日本造船技術センター  
公益財団法人 マリンスポーツ財団  
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会  
一般財団法人 沿岸技術研究センター  
公益財団法人 日本適合性認定協会  
日中国際フェリー株式会社  
有限会社 沖縄シップスエージェンシー  
有限会社 陸通  
一般社団法人 日本船舶電装協会  
一般社団法人 日本船用機関整備協会  
一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局  
一般財団法人 日本海事協会  
一般財団法人 日本舶用品検定協会  
日本小型船舶検査機構  
アメリカン・ビューロー・オブ・ SHIPPING  
DNV GL AS  
ロイドレジスター・グループリミテッド  
CCS  
韓国船級協会  
一般社団法人 大日本水産会  
一般財団法人 日本船舶技術研究協会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会

一般財団法人 日本モーターボート競走会  
公益社団法人 日本モーターボート選手会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会  
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会  
一般財団法人 BOATRACE振興会  
公益財団法人 日本財団  
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
公益財団法人 日本海事科学振興財団  
一般財団法人 日本船渠長協会  
一般社団法人 日本船長協会  
一般社団法人 全日本船舶職員協会  
一般財団法人 海洋育英社  
一般社団法人 海洋会  
一般社団法人 日本船舶機関士協会  
公益財団法人 海技教育財団  
独立行政法人 海技教育機構  
日本水先人会連合会  
一般財団法人 海技振興センター  
公益財団法人 海技資格協力センター  
一般財団法人 日本船舶職員養成協会  
公益社団法人 日本海員掖済会  
一般財団法人 日本船員厚生協会  
公益財団法人 日本船員雇用促進センター  
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団  
一般財団法人 全日本海員福祉センター  
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会  
一般社団法人 外航船員医療事業団  
船員災害防止協会  
一般社団法人 日本海事代理士会  
公益社団法人 日本海洋少年団連盟

政府対策本部が廃止されることについて、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡  
令和5年4月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

本日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなりました。

各府省庁におかれましては、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙）「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について（令和5年4月28日閣議決定）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）

担当者：入野、鈴木、岡島、柴山、伊原

直通：03(6257)1309

メール：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

〔令和5年4月28日〕  
閣議決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和2年1月30日閣議決定）を廃止する。

附 則

この閣議決定は、令和5年5月8日から施行する。